

千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会(千葉放課後連) 会則

前文

家庭に笑顔があふれることを願って放課後休日活動を実施する団体は相互に連携し、助け合い、支えあい、学びあいながら共に成長していく。
これから各地域で活動を始めようとする人々をサポートし千葉放課後連の理念の輪を広げていく。

第1章 総則

(名称)

第1条 千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会(略称千葉放課後連)以下本会という。

(設立)

第2条 千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会の設立は1999年(平成11年)8月29日である。

(事務所)

第3条 本会の事務所は事務局長住所に置く。
〒276-0046
千葉県八千代市大和田新田453-126
特定非営利活動法人にじと風福祉会内

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、障害のある子どもの、放課後及び学校休業日における活動を発展させる。障害のある子どもの発達およびその家族への支援、豊かな地域生活を保障されることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 障害児の放課後休日活動の意義、重要性、必要性、を啓発し、理解を深める。(啓発活動)
- 2 障害児の放課後休日活動にかかわる団体、個人が個々の事業活動の枠を超えて相互に連携し、助け合い、学びあいながらともに成長してゆく。(交流、連携、研修)
- 3 事業を開始する団体個人への支援。(開設支援)
- 4 調査、研究、施策の提言。
- 5 その他必要とされる事業。(相談等)
- 6 本会の事業は毎年4月1日よりはじまり翌年3月31日をもって終了する。(事業年度の変更)

第3章 会員

(会員)

第6条 会員は第4条の目的を達するために、相互に尊重、協力し合い活動するものとする。本会の会員は次の2種とする。

- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会した団体、個人。
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した本会の活動を支援する団体・個人。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は第4条に適合すると認められる時は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(退会)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する時は退会するものとする。

- 1 本会会長に対して退会届を提出し受理された時。
- 2 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 3 会員であるものが第4条並びに第6条に反する行為がある時、またその他の事情においてその退会を四役会議に諮り、会長の承認を得て退会させるものとする。

第4章 役員等

第10条 本会には次の役員を置く。

- 1 (1) 会長 1名 会長は本会を代表する。
会員相互の互選により選出し役員会において
選考し総会の承認を得る。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代
行する。会長の指名により決定する。
- (3) 事務局長 1名 本会の総務を統括する。
会長の指名により決定する。
- (4) 企画局長 1名 本会の事業を企画立案し遂行する。
会長の指名により決定する。

- 2 必要に応じて以下のものを置くことができる。
- (1) 事務局員 若干名 書記、会計、広報等必要な事務を行う。
事務局長の指名により決定する。
- (2) 企画局員 若干名 研修等の企画、立案、遂行、を行う。
企画局長の指名により決定する。
- (3) 会計監査 1名 本会の会計を監査する。
- (4) 顧問 本会には顧問を置く事ができる。
顧問は会長が推薦し役員会の承認を得て委
嘱する。
- (5) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (6) 役員のうちその3分の1を超える者が欠けた時は遅滞なくこれを補充しなけれ
ばならない。

第5章 総会

第12条 本会の総会は定期総会及び臨時総会の2種とする。

- 1 本会の定期総会は年1回開催し、出席者の過半数の承認をもって決定する。
本会の臨時総会は必要のある時役員会で検討し会長が招集する。
議案は出席者の過半数の承認をもって決定する。
- 2 総会での決定事項は次のようなものとする。
 - (1) 活動方針・活動報告。
 - (2) 予算・決算
 - (3) 役員等の選出
 - (4) 会則改正
 - (5) その他必要な事項

第6章 会議

第13条 本会は総会の決定事項を遂行するために次のような会議を必要に応じて開く。

- 1 本会の日常の運営を遂行するための4役による会長、副会長、事務局長、
企画局長会議(4役会議)。
- 2 本会の日常の事務を遂行するための事務局会議。
- 3 本会の総会で承認された事業を遂行するための企画局会議。
- 4 総会議案など重要議案を起案するための会議。(会長、副会長、事務局長、
企画局長及び必要に応じて各局員)

第7章 財政

第14条 本会の財政は会費・賛助会費・寄付及び事業収入等で賄う。

- 1 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 正会費 年額 3000 円 個人団体問わない。
賛助会費 年額 1口 2000 円 個人団体問わない。

(附則)

- 1 この会則は2011年(平成23年)11月23日に改正した。
- 2 この会則は2012年(平成24年)11月25日に改正した。
- 3 この会則は2013年(平成25年)12月15日に改正した。
- 4 この会則は2014年(平成26年)5月11日に改正した。